

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
( 答申第 7 5 3 号 )

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

横 情 審 答 申 第 753 号

平 成 21 年 12 月 10 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成21年8月11日市総第195号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民との約束を守らない広報課長の上司である市民活力推進局長が保有するすべての書類」の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「市民との約束を守らない広報課長の上司である市民活力推進局長が保有するすべての書類」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民との約束を守らない広報課長の上司である市民活力推進局長が保有するすべての書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年2月27日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、条例第6条第1項第2号に規定する「開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」の記載のない不適法な請求として却下したものであり、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第6条第1項第2号の「開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」とは、実施機関が開示請求に係る文書を合理的な方法で特定できる程度に具体的な記載をいうと解されており、行政文書の名称又はその内容が具体的に記載してあることが必要である。
- (2) 「市民活力推進局長が保有するすべての書類」という開示請求は、ある役職にある者を指定してその者の保有する行政文書について開示請求しようとするものだが、このような記載では、行政文書の名称又はその内容が何ら明らかではなく、どのような文書を求めているのか分からないため、開示請求に係る行政文書（以下「請求対象文書」という。）を特定するに足る記載とは認められない。
- (3) 開示請求書の補正を求めたが、補正の依頼の期限までに具体的な補正がなされず、請求対象文書を特定できなかったことから、請求の却下を決定した。
- (4) 補正を求めた後、特定のための文書リストについて要望があったが、その内容は当該請求が補正を要する不備な請求であることを前提として、なお、ある特定の場所にどのような行政文書があるかについて新たな調査を求めているものであり、条

例が予定している補正の参考となる情報の提供の範囲を超えるものと判断した。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 原処分を取り消し、開示請求に真摯に応える決定を求める。
- (2) 実施機関は請求者に対し、補正を求めるのみにとどめ、横浜市の当該条例に定められている補正の参考となる情報の提供を怠っているのは明確であり、不当かつ違法である。
- (3) 局長が職務以外の目的で市有財産である書類などを違法に使用している事実を掌握するには、文書名やファイル名を特定できないのは当然である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件処分の経緯について

ア 本件請求は、開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に「市民との約束を守らない広報課長の上司である市民活力推進局長が保有するすべての書類」と記載して開示を求めたものである。

これに対して、実施機関は、開示請求書の記載内容では請求に係る行政文書を特定するに足りる記載とは認められないので申立人に対して補正を求めたにもかかわらず、申立人が補正に応じなかったため、請求対象文書を特定できないとして、本件処分を行っている。

イ 本件処分の経緯について、当審査会において、実施機関から提出された補正の経緯等に係る資料を確認したところ、次のとおりであった。

- (ア) 実施機関は、開示請求書に記載された内容では行政文書の特定ができないとして、平成21年1月28日付の文書で申立人に補正を求めた。
- (イ) 平成21年2月9日、横浜市市民情報センターにおいて、申立人は、実施機関に対して補正の参考となる情報として市民活力推進局長の保有する文書のリストの提供を求めた。
- (ウ) 申立人からの文書リストの要望に対して、実施機関は、平成21年2月13日付の文書で、当該要望は特定の場所にどのような行政文書があるかについて新たな調査を求めているものであり、条例が予定している補正の参考となる情報の提供の範囲を超えるものであるとして、要望には応じられない旨の回答

を行った。

(I) これに対して申立人からの応答はなく、申立人は実施機関が補正の回答期限とした平成21年2月17日までに補正を行わなかったため、実施機関は同年2月27日付で本件処分を行った。

(2) 請求対象文書の特定の可否について

条例第6条第1項第2号では、開示請求書には「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないとし、行政文書を特定して請求すべきことを規定している。行政文書の特定とは、開示請求者がどのような行政文書を請求しているかが明確であって、実施機関の側の相応の努力によって請求に係る文書が他の文書と識別できる程度に明らかにされていることをいうと解され、一般的には、「行政文書を特定するに足りる事項」としては、行政文書の名称又は内容を記載することが想定されている。

上記(1)のとおり、本件請求は、開示請求書に「市民との約束を守らない広報課長の上司である市民活力推進局長が保有するすべての書類」と記載して開示を求めたものであるが、そこでは行政文書の名称や内容が何ら示されていないのみならず、そもそも「市民活力推進局長が保有する・・・書類」というのが何を意味するのかも不明瞭であり、結局、申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかがまったく分からない。

したがって、本件請求は「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載のない形式的不備のある請求であり、請求対象文書を特定できないとする実施機関の主張は妥当である。

(3) 本件処分の妥当性について

申立人は、実施機関は補正の参考となる情報の提供を怠っており不当かつ違法であると主張している。

しかし、申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかがまったく分からない本件のような場合にまで、補正を求めるに際して補正の参考となる情報を提供するように実施機関に求めることはできないというべきである。

したがって、実施機関が、開示請求書の記載からは請求対象文書を特定できないので申立人に補正を求めたにもかかわらず、申立人がこれに応じなかったとして、本件処分を行ったことは、妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、請求対象文書を特定できないとして本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年8月11日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成21年8月24日 (第154回第二部会) 平成21年8月27日 (第151回第一部会) 平成21年9月4日 (第86回第三部会)	・諮問の報告
平成21年9月24日 (第153回第一部会)	・審議
平成21年10月8日 (第154回第一部会)	・審議
平成21年11月26日 (第157回第一部会)	・審議